

犬を譲り受ける前に センターからのお願い



- 家族全員の同意が得られていること。
- 譲り受けた犬を最期まで飼っていただくこと。
- ペット飼育可能な住宅に住んでいること。
- 犬の登録を受け、毎年度、狂犬病予防注射を行い、犬鑑札・注射済票を首輪などに装着すること。
- 万が一飼いきれなくなったら、飼い主のかわりに終生飼育してもらえる「受け皿」となる方をご準備いただくこと。

センターではこれらの条件を守っていただける方だけに、犬をお譲りいたします。

センターから犬を譲り受けるには

① センターへ連絡 来所予定の前日までに東部動物愛護管理センターへご連絡をお願いいたします。



手続き・講習はセンター内で行います

② 譲渡前講習



③ マッチング

譲り受けを希望する犬との相性確認を行います。マッチングの結果、譲渡をお断りする場合があります。



**④ 譲り受け
申請書の記入**



一度お帰りいただき、犬を飼うことについてご家庭で十分に相談をしてください。
翌日以降に改めて犬を飼うかどうかセンターまでご連絡ください。

⑤ 飼育環境調査

センター職員が実際に犬を飼う環境を確認させていただきます。
飼育場所が集合住宅または借家の場合、「飼養許可証」等を提出してください。
調査の結果、譲渡をお断りする場合があります。



譲渡の日程について希望する日時をご連絡ください。

手続き・講習はセンター内で行います

⑥ 譲渡時講習



**⑦ 適正飼養
誓約書の記入**



⑧ 譲渡成立